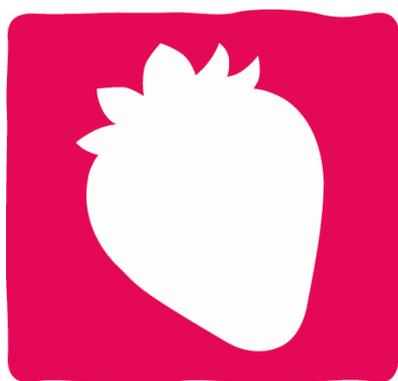


鹿沼市における部活動の在り方に関する方針



平成31年3月

鹿沼市教育委員会

はじめに

- 部活動は、新しい中学校学習指導要領（平成29年3月告示）においても、「学校教育の一環」として行われるものであり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と明記されている。
- 一方、「学校教育の一環」として行われる以上、留意すべき点があり、新しい学習指導要領では、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする」として特に部活動をあげ、こうした教育的意義は部活動の充実の中のみで図られるのではなく、教科や特別活動をはじめとする教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。
- また、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。
これは本市においても例外ではなく、各学校が設置している部活動の数、各部における活動日数や時間等を改めて見直し、生徒にとってよりよい環境を構築していく必要がある。小規模校においては、集団での大会参加や部の存続自体が難しくなっているといった現状についても、柔軟な対応を検討していかなければならない。
- さらに、持続可能な運営体制が整えられるようにすることが不可欠であることから、教職員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、学校や地域の実態に応じた運営上の工夫を、学校、教育委員会、地域関連施設および関連団体等が連携していくことが求められる。
- 以上のことを踏まえ、先にスポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」および文化庁が示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、さらには栃木県の方針に則った上で、本市小中学校における全ての部活動に係るものとして、本方針を策定した。

本方針策定の趣旨等

○本方針は、主に鹿沼市の中学校（以下「学校」）の運動および文化部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視しながら、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で適切に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたってスポーツや芸術文化等に親しみ、それらをとおして健康の保持増進や豊かな人間性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた学校生活を送ることができるようにすること。
- 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として、部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- 部活動の多様性を留意し、可能な限り生徒のニーズに応じた活動が行われるよう、学校の実状に応じて実施形態などの工夫を図ること。
- 部活動の実施に際しては、生徒の安全を十分に確保すること。

○学校においては、国の運動部活動および文化部活動のガイドライン、県の方針に則り、また本方針を参考にしながら、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

○小学校においても、本方針を参考にしながら、教員の負担軽減や持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革を進める。

○市教育委員会は、本方針に基づく学校の部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針について

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。その際、学校評議員や学校運営協議会委員等を活用して、幅広く意見を聴取し、理解と協力が得られるよう努める。

顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出をする。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を、学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 上記方針については、既に各校で作成している「運動部活動に係る活動方針」と合わせ、部活動全体に係るものとして作成することも可能とする。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の人数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。

イ 校長は、学校の教師の人数、校務分掌の実態、顧問の専門性等から判断し、必要に応じて、外部指導者を位置付けることも検討する。

また、教育委員会は、各学校の今後の状況を見ながら、必要性が高まってきた際には「部活動指導員」の任命・配置について積極的に検討する。

なお、部活動指導員の任用・配置を行うに当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け・教育的意義・生徒の発達段階に応じた科学的な指導・安全の確保や事故発生時の対応を迅速かつ適切に行うこと・生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと・服務（校長の監督を受けることや生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、外部指導者等*の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について適宜指導・是正を行う。

オ 校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

※ 部活動指導員は、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に基づき、中学校におけるスポーツ、文化、科学に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く）に係る技術的な指導に従事する学校の職員。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

2 部活動における安全管理の徹底

ア 校長は、部活動について、生徒の安全を第一に考え、顧問及び外部指導者が安全に対する意識を高められるよう、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を集約し、共有するなどの安全対策を講じる。

傷病の発生による生徒の救急搬送、命に関わるような傷病等の事案に関しては、速やかに市教育委員会への報告を行う。

イ 顧問や外部指導者は、生徒がまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係する施設・設備・用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療機関等への連絡体制の整備を行う。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、各教科等の授業で習得した内容を活用・発展させたり、新たに身に付け積極的に自分や他人の安全を確保できたりするように指導する。

ウ 限られたスペースの中で、複数の部活動を行わなければならない状況下においては、顧問同士で協議し、曜日や時間帯で調整を図ったり、活動の内容・方法を工夫したりするなど、全ての生徒が安全に活動できるように心掛ける。また、競技・種目の特性によって、危険が伴う活動を行わなければならない場合には、ともに活動している全ての生徒及び顧問に周知をした上で活動をするようにする。

エ 部活動中、顧問が生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とするが、やむを得ず直接活動に立ち会えない場合には、他の教員と連携・協力したり、生徒とあらかじめ約束されている安全面に十分留意した内容や方法で活動させたりし、活動の内容を把握できるようにする。このためにも、顧問は日頃から生徒が練習内容や活動方法、安全確保のための取組を考えたり、理解したりすることができるような指導を心掛ける。

また、会議等で、多くの部に顧問が立ち会えない状況等があらかじめ予想される場合については、学校全体で活動を行わない等の判断を行う。

オ 校長及び顧問は、天候の急変などに備え、あらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報等を確認しながら、危険と判断される場合には、生徒の安全を第一に考え、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を心がける。

また、熱中症事故を予防するために、こまめな水分補給や健康観察を実施、活動場所・活動時間・活動内容の検討、予防策や対応策に関する指導を行う。特に、夏季の高温多湿な状況下においては、環境省「熱中症予防情報サイト」の情報や、公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」等を一つの基準とし、適切に活動実施の判断を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施のために

ア 校長及び顧問は、部活動の実施に当たって、次のことを徹底する。

- ・生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防・バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）
- ・事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）
- ・体罰・ハラスメントの根絶

※市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 顧問は、次のことを正しく理解した上で指導に当たる。

<医・科学の視点>

- ・体力向上および技能習得の原則、体力及び技能定着の発達段階
- ・休養の効果
- ・競技および活動の特性を踏まえたトレーニング方法
- ・障害・外傷のリスク
- ・障害及び外傷等の予防及び対応 等

<生涯教育の視点>

- ・生涯を通じてスポーツおよび芸術文化等に親しむ資質、態度
- ・スポーツおよび芸術文化等の多様性
- ・目標設定の仕方
- ・コミュニケーション、人間関係の重要性 等
- ・効率的・効果的な練習法及び指導法

<思春期に求められる視点>

- ・発育・発達の個人差、性差
- ・成長期における心身の状態等
- ・バーンアウトの原因及び予防策 等

(2) 部活動用指導手引の活用

顧問は、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うために、中央競技団体および各分野の関係団体等が作成した指導手引きを活用し、指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間等について

成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 活動及び休養日の設定

① 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。

- ・平日は少なくとも1日
- ・土日は少なくとも1日以上

※土日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

② 長期休業中については、学期中に準ずる。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。

③ 中学校体育・文化連盟主催の大会前において、基準どおりに休養日が確保できない場合、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労などに留意することにより、長期間連続して活動することがないようにする。

イ 活動時間の設定

1日の活動時間 : 平日 2時間程度
学校の休業日（学期中の土日を含む） 3時間程度

① できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

② 朝練習を行う場合、顧問は季節や生徒の通学時間等を考慮しながら、目的を持って短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康・学校生活・授業等に支障のない範囲で実施する。

③ 大会等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分に配慮し、1日のうち休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週あたりの活動時間にも留意する。

(2) 学校の部活動に係る活動方針の運用について

校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインおよび県の方針を踏まえるとともに、本方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、

その運用を徹底する。

(3) 休養日及び活動時間等の設定について

地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

(4) 小学校における休養日及び活動時間等の設定について

中学生に比べ、小学生は体力や集中力等が未発達であることを考慮し、上記4の(1)の内容を参考にした上で、活動する児童の実態および発達段階に沿った適切な活動及び休養日の設定、活動時間の設定を行う。

5 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が性別や障害の有無に問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部を、学校の実状に応じて設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒のスポーツおよび文化芸術等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しくスポーツおよび芸術文化等に親しむ動機付けになるものが考えられる。

イ 教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技、分野の部を設けることができない場合には、生徒の活動参加の機会が損なわれないことがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する際、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 校長及び顧問は、部活動についての方針や計画を保護者や地域に示し、部の活動に対する理解を得て、顧問・保護者・地域が一体となって、生徒の活動をより充実したものにしていけるよう努める。

イ 教育委員会は、学校管理下外の活動については、学校の負担が増加しないこと等に留意し、生徒がスポーツおよび芸術文化等に親しめる場所や機会が確保できるよう、施設の開放等を推進する。

また、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や、体育館・公民館・美術館等の社会教育施設および文化施設の活用、芸術文化関係団体や社会教育団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力等による学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った持続可能な活動のための環境整備を進める。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 様々な大会等に参加することが生徒や顧問の過度な負担とならないよう、各部が参加する大会参加日数は、中学校体育連盟・中学校文化連盟主催の大会を含め、原則として上限20日程度とする。

ただし、結果として関東・全国大会等の上位大会に出場することになったような場合は例外とする。

イ 校長は、教育委員会が定めた日数等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒及び顧問の過度な負担とならないこと等を考慮し、参加する大会や地域の行事、催し等を精査する。

おわりに

○ 中学校の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的、自発的な活動が多様化していく段階にある。学校外の様々な活動に参加することは、多様な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。

○ 各学校においては、安全で効果的な部活動の運営に心掛け、指導者の資質向上を図るとともに、部活動をとおして、生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現が図られるようにする。

本方針は、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体的取組について示すものであり、本方針をもとに、教育委員会、学校、地域、保護者、生徒、関係機関等が連携をしながら、部活動が持続可能なものとなるよう適切に対応する必要がある。

○なお、国のガイドラインにおいて、今後少子化がさらに進むことを踏まえれば、活動する環境の整備について、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められるとされていることに留意しなければならない。